

第26回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年9月28日(水)
午後3時00分～午後4時50分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第130号 農地転用事業計画変更申請について(5条)

議案第131号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第132号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第26回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は1番委員と5番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。
- 議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について、
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第129号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による
農業委員会の可否の意見決定を求めます。
- 議長 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 瀬底3612 登記現況共に、畑 面積827㎡
譲渡人:北谷町在住O氏
譲受人:本部町在住S氏
売買による所有権移転
添付資料説明
- 議長 農地法第3条調査書の第2項第1号、全部効率利用について、譲受人の経営農地に
ついて、一部耕作されていない農地があるため確認が必要だと思われます。
以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
譲受人の経営農地に一部耕作されていない土地があるとの事ですが、これについて
担当地区の6番委員何か意見はありますか
- 6番委員 耕作されていない2筆の土地についてですが、面積も小さく、耕作に適した土地では
ないので問題ないかと思えます。
- 議長 他に質問がある方はお願いします。
- 議長 質問がないようですので進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 では、進めます。

議案第129号について提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第129号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第130号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第130号 農地転用事業変更承認申請について(農地法第5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 瀬底10 登記、畑 現況、畑 面積504㎡
譲渡人:読谷村在住T氏
譲受人:沖縄市在住K氏
転用目的:太陽光発電施設
転用理由:日当たりがよく設置に適切なため。
変更理由:子供の学校の関係で読谷村に土地、家屋を購入し居住したため。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

質問がないようですので進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第130号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
議案第130号は提案通り可決致します。

次の議題に進みます。

議長 議案第131号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第131号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 内容については、事業計画変更で説明しましたので省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。

特に無いようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第131号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第131号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第132号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第132号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:那覇市在住K氏
申請農地:北里660-1 登記畑 面積464㎡
申請要旨:長い間放置していたため。
所有者:那覇市在住K氏
添付資料説明

番号2番 願出人:浦添市在住T氏
申請農地:石川109-1 登記畑 面積693㎡
石川109-2 登記畑 面積474㎡
石川109-3 登記畑 面積46㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り、
畑として利用することが困難であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番、願出人:本部町在住N氏
申請農地:備瀬671 登記畑 面積416㎡
申請要旨:何十年も放置され、雑木が生い茂り、地盤も固く畠として使用できる
状態ではない。
所有者:本部町在住S氏
添付資料説明

番号4番、願出人:沖縄市在住K氏
申請農地:嘉津宇238 登記畑 面積1,514㎡
申請要旨:当該地は、傾斜地であり、長い間放置され雑草・雑木が繁茂しており
畑として使用することが困難である。
所有者:沖縄市在住K氏
添付資料説明

番号5番、願出人:本部町在住S氏
申請農地:伊野波708-2 登記田 面積131㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草雑木が繁茂する原野状態である。
所有者:本部町在住T氏
添付資料説明

番号6番、願出人:本部町在住S氏
申請農地:伊野波691-3 登記畑 面積64㎡
申請要旨:雑草が生い茂っており畑として適さないため。
所有者:本部町在住N氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

2番委員 議案第132号 非農地証明願いについての補足説明を行います。

まず、番号3番から番号6番までの土地について、パトロールをして実際に見に行ったのですが、今言った番号のいずれの土地も、雑草が生い茂り、雑木があつて、畑として使用する事ができないような土地でした。

次に番号1番、番号2番の土地についてですが、この土地は写真を見てもらえるとわかる通り、草は少し生えていますが、少し手を加えたらすぐにでも畑として使用する事ができるような土地です。

議案第132号の補足説明は以上です。

議長 議案第132号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、パトロールに行った2番委員の補足説明の通り、番号1番と番号2番の土地については、すぐにでも畑として使えるとの事なので非農地としては認められず、それ以外の番号3番、番号4番、番号5番、番号6番の土地は、畑として使用する事はできないという事ですので、提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第132号 非農地証明願いについては、番号1番、番号2番は否決、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番は可決と致します。

本日の総会はこのをもって閉会いたします。

閉会時間 16時50分

議事録署名員

1番 太田 守隆

5番 大城 清一

本部町農業委員会会長
会長 比嘉 由具

